

## ○○女性防火クラブ規約

### (名称)

第1条 このクラブは、○○女性防火クラブ（以下「本クラブ」という。）と称する。

### （クラブの所在）

第2条 本クラブの所在は、会長宅（又は○○自治会等）に置く。

### （目的）

第3条 本クラブは、主として家庭における火災予防思想の高揚と隣保協力体制意識の一段の向上を図り、もって恒久的に明るい安全な地域と家庭を築くことを目的とする。

### （会員）

第4条 本クラブは、○○に在住し、趣旨に賛同して入会を希望する成人女性をもって構成する。

### （事業）

第5条 本クラブは、次の事業を行う。

- (1) 家庭及び地域における防火思想の普及高揚に関するこ
- (2) 火気使用器具の適切な取り扱い及び初期消火技術の習得に関するこ
- (3) 応急手当の習得に関するこ
- (4) その他、本クラブの目的達成に必要な事業

### （役員）

第6条 本クラブに次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 班長 若干名
- (4) 会計 1名
- (5) 監事 2名

### （役員の選任）

第7条 役員の選任は総会において互選する。

### （役員の職務）

第8条 会長は会を代表し会務を総理する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 班長は班員を掌握し班の連絡にあたる。
- 4 会計は会計事務を担当する。
- 5 監事は会計及び会務を監査する。

### （役員の任期）

第9条 役員の任期は2年とし、再選を妨げないものとする。

(会議)

第 10 条 本クラブの会議は総会及び役員会とし、会長がこれを召集する。

2 総会は年 1 回開催する。ただし、会長が必要と認めた場合は臨時総会を開催することができる。

3 役員会は必要に応じ開催する。

(会議の運営)

第 11 条 会議は会員の 2 分の 1 以上の出席がなければ開くことができない。

2 会議の議長は会長があたる。

(議事の表決)

第 12 条 会議の議事は出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(経費)

第 13 条 本クラブの経費は寄付金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第 14 条 本クラブの会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(決算及び監査)

第 15 条 本クラブの決算監査は毎年 3 月 31 日まで行うものとする。

(指導の要請)

第 16 条 本クラブは、第 5 条に定める事業の実施に際し、必要に応じて消防職員その他防災に関する有識者を指導者として要請することができる。

(報告)

第 17 条 本クラブは、毎年 4 月から翌年 3 月までの活動計画を定め、4 月中に夷隅郡市防火委員会に報告しなければならない。

2 本クラブは、活動計画に基づく活動結果を、翌年度の 4 月中に夷隅郡市防火委員会に報告しなければならない。

(その他)

第 18 条 この規約に定めるもののほか、本クラブの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この会則は、○○○○年○月○日から施行する。